

## 人口減少危機対策調査・分析業務委託企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和6年1月18日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 1 業務の目的

「人口減少」は本県のみならず我が国の社会経済全般に関わる問題であり、極めて重要かつ喫緊の問題である。本県では、令和5年6月9日に「人口減少危機突破宣言」を、同7月27日に「やまなし人口減少危機突破共同宣言」を実施し、この危機的状況を産学官民連携のまさに「オールやまなし」で克服・突破すべく、出生率回復に向けた抜本的・集中的取り組みを開始した。

本調査は、県内に所在する企業等が取り組む「子育て支援」や「働き方改革」等の従前からの各種少子化対策が、出生率に与える影響や有効性を検証・分析するとともに、県内に所在する企業が、「人口減少」に危機感を持ち若者世代の働き方を見直す機運を醸成し、少子化の流れを変える契機とする重要な調査と位置づけ、有効な施策を弛まず追加・展開していくための基礎資料とするものとする。

### 2 業務の内容

#### (1) 名称

人口減少危機対策調査・分析業務委託

#### (2) 委託内容

別紙「人口減少危機対策調査・分析業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

#### (3) 予算上限額

金42,411,000円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

#### (4) 契約期間

契約締結の日から令和6年6月28日まで

### 3 企画提案に係る日程

(1) 募集開始	令和6年1月18日(木)
(2) 質問票提出期限	令和6年2月2日(金) 正午
(3) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限	令和6年2月2日(金) 午後5時
(4) 企画提案書提出期限	令和6年2月9日(金) 午後5時
(5) 企画提案プレゼンテーション審査	令和6年2月14日(水) 予定
(6) 最終審査結果通知	令和6年2月15日(木) 予定

### 4 企画提案の参加資格等

#### (1) 参加資格

企画提案に参加する者は、次の要件をすべて満たしている法人又は団体とする。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ②会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生法手続き開始の申し立てがなされている者(更生手続き開始又は民事再生法手続き開始の決定を受けた者を除く)でないこと。
- ③公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- ⑤令和元年度から令和5年度までに国又は地方公共団体において、本業務と類似の業務を受託した実績を有する者であること。
- ⑥山梨県税、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

※ 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合は、応募を認めないことがある。

#### (2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

- ①企画提案応募資格確認申請書(様式第1号)
- ②誓約書(様式第2号)
- ③役員名簿(様式第3号)
- ④会社概要等整理表(様式第4号)

※会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付することも可。

- ⑤同種・類似業務実績整理表(様式第5号)

⑥すべての山梨県税（個人県民税・地方消費税を除く）に未納がない証明（県外事業者で、山梨県内に事業所を有しない場合は不要） ※原本

⑦国税の納税証明書（その3の3） ※原本

(3) 企画提案応募資格確認申請書等の提出方法・期限

①提出期限 令和6年2月2日（金）午後5時必着

②提出先 山梨県人口減少危機対策本部事務局 人口減少調査研究グループ  
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁本館2階  
電話 055-223-1841（直通）

③提出方法 郵送又は持参による（提出期限までに必着のこと）。

④提出部数 (2) ①～③及び⑤～⑦の書類 正本各1部

(2) ④の書類 正本1部、副本6部

⑤その他 ・提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。※平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）  
・郵送により（2）の提出書類を受け付けた場合には、事務局（11事務局（問い合わせ先）と同様、以下同じ。）から電話で確認の連絡を行うので、送付後2日以内（土曜・日曜を除く）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

5 企画提案に係る質問

(1) 受付期間 令和6年1月18日（木）から令和6年2月2日（金）正午まで。

(2) 提出先 山梨県人口減少危機対策本部事務局 人口減少調査研究グループ  
電子メール jinko-chosa@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 提出方法 電子メールとする。件名を「人口減少危機対策調査・分析業務委託企画提案公募に関する質問」とし、電話にて事務局にメールの受信確認を行うこと。

(4) 提出書類 質問票（様式第6号）

(5) 回答方法 質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者全てに対し、原則電子メールで行う。

(6) その他 ・電話や口頭での質問には応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせる。  
・本企画提案に関係ない質問や公平性が保てないと判断した場合は回答しないことがある。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期間 令和6年2月9日（金）午後5時必着。

(2) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁本館2階  
山梨県人口減少危機対策本部事務局 人口減少調査研究グループ

(3) 提出方法 郵送又は持参による（提出期間内に必着のこと）。

(4) 提出書類

- ①企画提案書かがみ（様式第7号）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③見積書（任意様式）

(5) 提出部数 7部（A4判） 正本1部、副本6部

(6) 作成にあたっての留意点

- ①提出書類は原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。（A3判の仕様はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、Z折りとする。）
- ②（4）②の企画提案書は両面印刷とする。（用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。）ただし、構成上必要な部分においては片面でも良い。
- ③表紙・目次（添付書類一覧表を含む）を付け、ページ下にはページ番号を符番すること。
- ④提案内容は、考え方や実現方法等について、表や図等も活用しながら分かりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。

(7) 提出書類の内容

- ①企画提案書には仕様書に基づき、具体的な取組方針、業務スケジュール、実施体制、実施方法等を記載すること。
- ②仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、2（3）予算上限額の範囲内で、積極的に提案すること。
- ③できる限り別添「人口減少危機対策調査・分析業務委託に係る委託候補者選定の手順及び審査の基準」（以下「審査基準」という。）の項目に沿って企画提案書の作成とプレゼンテーションを行うこと。  
また、特徴や利用者にとって有益と考えられる追加提案や独自のアイデア等がある場合は、わかりやすく記載すること。
- ④見積書については次のとおりとする。
  - ア 見積額は2（3）予算上限額の範囲内とすること。
  - イ 見積額は「一式」ではなく、積算内訳（項目ごとの金額）に記載すること。（調査設計費、印刷・製本費、郵送料 等）
  - ウ 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を基準に契約の協議を行うので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を見積書に記載すること。
  - エ 積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

(8) その他

- ①企画提案書は1参加者につき1件のみとする。
- ②郵送により企画提案書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を

行うので、郵送後2日以内（土曜・日曜日を除く）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

③提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

## 7 審査、選定方法等

### (1) 審査

①企画提案審査は、審査基準に基づき、人口減少危機対策調査・分析業務委託業務に係る企画提案審査会（以下「審査会」という。）が非公開で行う。

②審査は、企画提案書及びプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは企画提案書の内容を審査委員に説明し、審査委員の質問に回答する形式で行うものとする。この際、企画提案書と関係のないことは説明できない。また、当日の追加資料は認めない。

### (2) 選定方法

①審査会は、審査基準に基づき、企画提案ごとに審査委員の評価点を集計し、その評価点の合計が最も高い企画提案書を提出した提案者を委託先候補者として選定する。得点が高同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

ただし、審査委員の2名以上が評価点2点未満（配点10点の項目は4点未満）とした評価項目が1つ以上ある場合または審査点が40点未満の場合は順位にかかわらず委託候補者としない。

なお、提案者が1者の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該提案者を委託先候補者として選定する。

②企画提案審査は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、プレゼンテーション（20分）と質疑応答（20分）により行うが、提案者数によっては、時間を短縮する場合がある。また、企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当者となる者が行うこととし、会場への入室者は2名以内とする。

③審査会の日時及び場所等は、以下のとおり予定しているが、詳細は企画提案書提出者宛別途連絡をするものとする。

- ・実施日 令和6年2月14日（水）（予定）
- ・実施時間 午前9時から午後5時の間で実施
- ・実施場所 山梨県庁内

## 8 審査結果の通知

(1) 審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知するものとする。

審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び審査結果に関する意義申し立てには応じない。

### (2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

①企画提案に参加する資格のない者が提案したとき

②所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき

- ③同一人が2件以上の企画提案をしたとき
- ④企画提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他不正の行為があったとき
- ⑤見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- ⑥その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

## 9 契約の締結等

- (1) 7により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

## 10 その他

- (1) 企画提案応募資格確認申請書の提出後に企画提案への参加を辞退する場合は、辞退届出書（様式第8号）を事務局へ提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いは行わない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。
- (4) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (5) 本件企画提案により知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 契約を締結するまでの間、4（1）参加資格を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止または契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については一切補償しないものとする。

## 11 事務局（問い合わせ先）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁本館2階  
山梨県人口減少危機対策本部事務局 人口減少調査研究グループ  
電話 055-223-1841（直通）  
電子メール jinko-chosa@pref.yamanashi.lg.jp